

コンプライアンス宣言

我々青野海運グループは1894年の創業以来、企業理念を表わした「社訓」、「社訓十則」、「誓詞」を念頭に、いたずらに浮利を追うことなく、お取引先様並びに地域社会に貢献できることを最大の喜びとして事業活動を行ってまいりました。

今後も変わる事なくこの事業理念を実現し、お取引先様並びに地域社会に信頼と好意をもって広く受け入れられる為には、グループ全役職員が法令を遵守するのはもちろんのこと、社内外のルールを守り、社会規範を尊重し、誠実な事業活動を行わなければなりません。

我々はこの度コンプライアンス経営を一層強化する為、2005年に制定したコンプライアンス規定と企業行動マニュアルを全面的に見直し、企業理念を実現するうえでグループ役職員一人一人が心がけるべき事項を「青野海運グループ行動規範」として新たに制定し、その内容を「公正かつ透明な取引」、「経営資源の適切な取り扱い」、「健全な職場作り」、「社会に愛される企業」の4項目にまとめました。

青野海運グループ全役職員は以上の趣旨を十分に理解し、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを徹底する事で、お取引先様並びに地域社会の期待に応え、愛される企業になる事をここに宣言致します。

2016年4月1日
青野海運グループ代表
青野 力



青野海運グループ

SINCE1894 AONO MARINE GROUP

青野海運グループ行動規範

1. 公正かつ透明な取引

- ・お客様の安心、満足、信頼を旨として営業活動を行い相互の発展を図る
- ・下請法に違反する業務は行わない
- ・過度な接待や贈答を行わず、受け取らない
- ・政治家や公務員との健全な関係を維持する
- ・不適切な経理処理は一切行わない
- ・インサイダー取引を疑われるような売買は行わない
- ・企業活動の理解を得る為に適切な情報開示を行う

2. 経営資源（人・物・金・情報・時間）の適切な取り扱い

- ・常に経営資源をバランス良く活用する
- ・可能な限り早く決断し、行動し、結果を出す
- ・無理、無駄、斑を常に見逃さず改善する
- ・事業活動で得た全ての情報は正当な理由なく決して社外に漏らさない
- ・個人情報への厳重な管理と漏洩防止策を講じる
- ・人材育成への投資は惜しまない

3. 健全な職場作り

- ・全役職員が事業を通じて成長と生きがいを感じられる安全で働きやすい職場環境をつくる
- ・全役職員の人間性を尊重し、その人権を侵さず、公平な処遇を実現する
- ・就業規則をはじめとする社内ルールに則って行動する
- ・海外の法制度や慣習を十分に理解し、海外お取引先や外国人従業員との健全な関係を構築する

4. 社会に愛される企業

- ・全役職員が社会貢献について常に考え、実現に向けて努力する
- ・全ての事業活動において自然環境保護と省エネルギーに十分配慮する
- ・反社会的勢力とは一切の関わりを絶つ
- ・何事にも感謝の気持ちを忘れず、地域の発展と、安全で快適な生活のための活動に積極的に参加し、地域との共存を目指す

青野海運グループ コンプライアンス体制

1. コンプライアンス委員会の設置

- ・青野海運グループにコンプライアンス委員会を設置する。

(1) 委員長及び委員

- ・委員長は青野海運代表取締役社長が務め、委員はグループ会社全役員とする。

(2) 事務局と相談窓口

- ・事務局は青野海運 総務・企画部とし、各社の相談窓口は総務・企画部若しくは総務部とする。

(3) 目的

- ・この委員会は青野海運グループ行動規範の周知徹底と監視を目的とする。

(4) 定例会開催について

- ・定例会の開催は年2回（9月・3月）とする。

2. スピークアップ制度

- ・コンプライアンス違反、またはその可能性を早期に発見するため、「スピークアップ制度」を設ける。
- ・上司若しくは相談窓口への通報が原則であるが、各役員、事務局へ直接通報しても良い（匿名でも可）。その際、通報手段は問わない。
- ・通報者に関する情報は秘密に取扱い、通報者に対しては調査の結果がどうであれ不利益にならないよう保証する。
ただし、他人を陥れようとした虚偽の情報はこの限りではない。また、当該通報者がコンプライアンス違反行為に関与していた場合、当該違反行為に対して免責するものではない。
- ・匿名でない通報者に対しては、当該調査結果および対応策を報告する。
- ・匿名での通報者に対して、発信者を特定する行為を一切してはならない。

3. 罰則

- ・コンプライアンス違反を犯した役職員及びこれをほう助した役職員に対しては、賞罰規定に従い厳正な懲戒処分に付する。

4. 免責制限

・役職員は次に掲げることを理由として自らが行なったコンプライアンス違反の責任を免れることはできない。

- (1) 法令、社内規則について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令、社内規則に違反する意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行なったこと

以上

コンプライアンス体制図

